

「近代日本における、アイヌ民族と徴兵・兵役・軍隊・戦争」に関する文献資料 (1)

小川正人

- 目次
- 1 はじめに
 - 2 資料1 (新聞・雑誌記事、単行本などの記述)
 - 3 資料2 (令規・通知及び公文書)
 - 4 資料3 (統計表)

Key Words

近代アイヌ史 (Modern Ainu History)、アイヌ民族と日本の軍隊 (The Ainu People and the Army of the Empire of Japan)、先住民と統治国の軍隊との関係 (Interactions between Indigenous Peoples and the Colonial Military)

1 はじめに

本稿は、筆者が本年度 (2025 年度) から日本学術振興会科学研究費助成事業 (研究費種別は基盤研究 (C)) による助成をいただき研究を進めている、「近代日本におけるアイヌ民族と徴兵・軍隊・戦争との関わりについての基礎的研究」による成果発表の一環として、この研究主題に関する主な文献資料を紹介するものである。本稿では先ず筆者の既発表論考において引用・参照した文献を取り上げる。

筆者がこの主題に初めて取り組んだのは 1992 年のことである。近代日本による北海道におけるアイヌ教育政策を学ぶ中で、徴兵・兵役や軍隊・戦争と教育政策との相関に関心を持ち、「アイヌ民族に対する徴兵制の適用」「軍隊におけるアイヌ兵」「戦争遂行や銃後・戦後の社会」などに着目してその実態を調べた。とはいえその作業に継続して取り組んだのは、おおむね 1～2 年余りの期間であり、その成果を教育史学会 (第 36 回大会・1992 年 10 月) などで発表し、研究ノート「徴兵・軍隊とアイヌ教育」(『歴史学研究』649 号、1993 年) として活字化した後は、このテーマについては断片的な取り組みとどまってきた。

その後、吉川弘文館の企画「シリーズ『地域のなかの軍隊』」にお誘いをいただき、前稿発表時に盛り込めなかった資料の一部や、その後新たに確認できた資料など

をいくつか補充し、「近代北海道のアイヌと徴兵・軍隊」(『地域のなかの軍隊 1 北の軍隊と軍都 北海道・東北』2015 年) を発表することができた⁽¹⁾ が、その後も筆者自身の取り組みは断片的なもので、新たな成果を発表することもないままであった。

一方でこの間、筆者が道立アイヌ民族文化研究センター (1994 年 6 月～2015 年 3 月)、北海道博物館 (2015 年 4 月～) と勤務する中で、職場に多く寄せられるレファレンスのテーマの一つが、このことに関わるもので、毎年のように同様の問い合わせをいただく度に、これらのレファレンスに対し適切な情報資源が整備できていないもどかしさを感じてきた。

もちろん、この主題に関わる研究についての、近年における重要な成果はいくつかある。例えば日露戦争における樺太アイヌの動きと樺太アイヌをめぐる日本・ロシア両国家の動きに焦点を合わせた田村将人「先住民の島・サハリンー樺太アイヌの日露戦争への対処―」(原暉之 (編著) 『日露戦争とサハリン島』北海道大学出版会、2011 年) のような成果が公刊されている。また、西南戦争に従軍したとされる青年の逸話を掘り下げた藪中剛司「西南戦争で斃れたアイヌの青年」(2017 年)⁽²⁾ のような個別研究もあらわれている。しかしこうした研究は依然として少なく、主題に即した具体的な論点や解明すべき個別課題の設定、それらを踏まえた基礎的資料の調査などが、重要な作業として残されているというのが筆

小川正人：北海道博物館 アイヌ民族文化研究センター

(1) ただし、このとき、この論考の中で、これが 1993 年の『歴史学研究』の研究ノートを補訂し改稿したものであることについて触れることを失念してしまっていた。読者に提供すべき重要な情報を記載しなかったことを、深くお詫びする。

(2) 「西南戦争で斃れたアイヌの青年」(北海道博物館協会学芸職員部会ウェブサイトにおける連載 (コラムリレー)「学芸員の研究ノート」第 26 回 <https://www.hk-curators.jp/archives/3371>)

者の認識である⁽³⁾。

このような基本的な史実の確定や深めるべき論点の設定を行うために、まずは筆者自身が、この主題に関わる様々な論点に即して、これまでの、またこれからの、自分が調べてきた成果の共有を進めることが望ましいと考えた。本稿は、そのための最初の作業として、これまで筆者が確認してきた資料の中から、主なものを紹介していこうとする試みである、

今回は「その1」として、筆者がこれまでに発表した前出の2件の論考において引用した資料の中から主なものを選び、引用箇所を中心に紹介する。主たる対象時期は、近代初頭から北海道のアイヌ民族が徴兵制の適用を受ける1890年代後半をへて、アイヌ民族が日本の軍隊の兵士としてはじめて出征した対外戦争である日露戦争とその戦後、1910年前後までである。

今回取り上げる資料は、このテーマに関する新聞・雑誌記事、軍隊関係者の回相談、関係法令及び徴兵検査に関する統計とした。これ以降の時期に関する資料やその他の統計類、そして当事者たるアイヌ民族自身による体験記録・回想録の類は、今回、川村カ子トに関する評伝(これは、おそらく、著者が、本人から聞き取った内容をもとに著者なりの書き方で叙述したものと考えられる)を除き、今回は取り上げておらず、いずれも次回(2)以降で取り組むこととする。

ご承知の方々も多いと思うが、本稿が取り上げた資料の中には、アイヌ民族に対する偏見や予断に基づく記述、そこで取り上げられている人々の尊厳・人権を著しく損なう記述が頻出する。本来ならば、それらについての、資料批判に基づく解説が望ましいところであるが、筆者としてはその主旨は既に発表してきた論考と重なることが多いので、逐一の論究は本稿では措くが、アイヌ民族の「赤誠」「忠勇」を称揚するかのように見える言説は、アイヌ民族を“目に一丁字なき”“暦日を知らず”

等と貶める言説の上に展開されていることなどは、いくつかの資料から明確に看取できる。「武勲」や「献納」を報じる記事における説明も、もとより、その本人がどのような意思・判断のもとでそのような努力や行為を積み重ねてきたのか、そのことを実際に語っているわけではない。

こうしたことについて、筆者自身も幾重にも注意を払いながら、引き続き調査を進めたいと思う。

【「2」以下の凡例】

(構成と資料の配列)

・「2」以下では、「新聞・雑誌記事、公文書、単行本などの記述」「令規・通知及び公文書」「統計(徴兵検査に関する統計)」の区分により資料を配列した。「新聞・雑誌記事、公文書、単行本などの記述」については、筆者が自身の論考で取り上げた論点・トピックをもとに、いくつかの項目ごとに資料をまとめた。

(原資料の引用に当たり)

- ・資料の紹介に当たり、基本的には原文をそのまま転記している。このため、人権の侵害に当たる記述や表現、特にアイヌ民族についての基本的な事実認識の過誤や差別的な表現、主観的な優越意識に満ちたが含まれる場合も、歴史の記録として敢えてそのまま引用している。ただし、あまりに酷いものは、本稿における掲載そのものを見送っている。
- ・漢字の旧字体や変体仮名等を、適宜、現在の一般的な字体や仮名文字に改めている。
- ・原ルビは原則として削除しているが、一部はそのまま残している。
- ・中略、前略、後略は「……」で表している。
- ・一部に句読点を補った箇所がある。
- ・〔 〕内は筆者による注記である。
- ・踊り字(ゝや、ゝ)は、例えば出典では平仮名の文章にカタカナの踊り字が用いられている場合には、平仮名の踊り字に改めている。

(3) 筆者なりのこの主題に対する問題関心と先行研究の総括とは、小川「近代北海道のアイヌと徴兵・軍隊」に記載している。

2 資料1 (新聞・雑誌記事、単行本などの記述)

○アイヌ民族を対象とした「屯田兵」「屯田騎兵」の構想 [資料1-1]

北海道の土人は一種の人民として教育及び国に対する義務もなく又鴻恩を受くる事なきより何となく度外に措かれたるものゝ如し今日宜しく然るべからずとて今度陸軍省人にては右土人を屯田兵籍に加へその壮丁をして農兵を組織せしめんと目下取調中なりと聞けり。
(「蝦夷人」『東京朝日新聞』1888年8月31日付、4面。同様の記事を同日付『東京日日新聞』も掲載している)

[資料1-2]

本道の土人は、現時全く種族消滅の衰運に属し、幾んど下等動物と一般の生涯を送りたれども、若し之れを訓練して其の天性及び体力を利用し、以て屯田騎兵に編制すれば、経済上実用上共に好成績を収め、西比利亚哈萨克に劣らざる精兵となるべき事

(久松義典『北海道新策』、1892年、75頁。再録『北海道民権史料集』、北海道大学図書刊行会、1986年、所収、806頁)

(参考：このような構想を採り入れた小説)

[資料1-3]

……北海道庁長官は突然交任し、現任長官は枢密顧問に転じて、戸野蓮九郎其の後任となりたる……北海道の制度も亦た大いに改まりて、千嶋はいよ〜独立して、其の島司には日清戦争の時、偉勲ありて、海軍大尉より少佐に進み、少将に累進したる文武兼備の将官某氏が選任せられて、軍政行政の二権を併有し、屯田兵の外警備隊を置き、集治監を設け、義勇海兵団の組織も土人の兵団も成り、又陸には農学校を拡張して、北海大学と改称し、コサック兵に倣って、要所には土人の騎兵を編制し土人のために学校を増設する等、戸野が希望し計画したる事悉との成効して、皆な善良の成績ありとぞ。

(完)

(狷堂野史立案、小石居士執筆「北溟鯤 其七十」『北海道毎日新聞』1895年6月14日付、3面)

○日清戦争時の動きの例

[資料1-4]

文字を解する徒らの心狐狼に等しきもの滔々たる今の世、暦日なき土人の間却って徳操存せり。胆振国虻田郡虻田村に一土人あり明石和歌助といふ。農を業として多少の資産を有し且つ能く事理に通じ気概あり。曩に第二回軍事公債募集に際しては邦家に対するの義務なりとて

率先金百円の応募をなしたりしが、今又た己れの愛馬代価七十円余のもの一頭を軍用として献納したき旨を出願せりといふ。其赤誠嘉賞するに耐へたり。シャモにしてこれ此の土人に耻づるものなきか。

(「土人の赤誠」『北海道毎日新聞』1895年1月29日付、1面)

[資料1-5]

[室蘭郡絵鞆村に] 畑地を所有せる大浜三太なる人……常に公共の事に心を用ひ先年日清戦役の折柄国恩の万一年に報ぜんとして自ら土人を率ゐる軍夫として従軍することを願ひ出たる人なりと

(「絵鞆村の現況と大浜氏の義侠」『北海道毎日新聞』1896年6月4日付)

○日清戦争時の天塩川沿岸地域に関する記録から

[資料1-6]

過日増毛郡書記蔭山逸夫、苫前村戸長興津寅亮、増毛警察署長佐藤貫一、苫前分署長貴島重義の四氏官命を以て天塩川の上流に遡りし際、土人を集めて種々諭す処あり。且つ之に告ぐるに征清事件の顛末、連戦連勝の事を以てしたるに土人等は皆喜んで涙を濺ぎ皆忙しく神前に集り酒を供へて厳肅に之を祝するの式を営みたり……穆々たる皇化以^{ママ。てカ}に万邦に洽ねく靈鳥祥を呈し瑞口兆を為し余徳辺土の蛮民に及ぶ誰か之を聞て感奮せざる者あらんや。

(「土人戦勝を聞て神前に祝す」『北海道毎日新聞』1894年11月22日付、4面)

[資料1-7]

[上記資料1-25の4名は] 途中見当り次第土人に告げて曰く、名寄に集まる者には酒も飲ませる煙草も遣らう、皆にさう云へ特別褒美に沢山はずむぞ!

……一行は土人を集めて先づ日清戦争の次第と連戦連捷の快報を告げ以て万歳を三唱せしめた

(「無軌道を行く(8) / 先づ戦捷を万歳して / アイヌ撫育篇 / 名寄の四十年前を語る / 高田不二夫氏」『北海タイムス』1935年3月6日付朝刊)

[資料1-8]

天塩国天塩川沿岸の土人及び天塩村有志者の軍資金献納者左の如し

金一円宛(旧土人〔トジカッコ欠〕〔9名の氏名記載あり〕、金五円(天塩村)〔1名の氏名記載あり〕、金二円〔1名の氏名記載あり〕、金一円〔2名の氏名記載あり〕

(「献金」『北海道毎日新聞』1895年3月7日付、4面)

○徴兵制施行当初の状況を報じた新聞・雑誌記事など

[資料1-9]

幌別郡幌別村旧土人にて夙に新世界の教育を受けたる金成三郎氏は今回の徴兵検査に合格し……入営の爲め近日同地を出発さるゝより同郡有志の人々は此入営者の爲に盛大なる送別祖道の宴を……天長節の当日を以て式を挙げたり……堀孝太郎氏青年会員総代として祝辞を演べ次に旧土人知里盤吉氏旧土人の総代として祝文を朗読し次に青年諸氏の軍歌あり……終りに当日の主賓金成三郎氏懇懇に答辞を陳べ……陛下万歳陸海軍万歳金成氏万歳を三唱し右にて式を終り……又同会に於て特に感嘆措かさりしは金成知里両人の祝辞と答辞にて何人にも教育さへすれば斯くも爲るものかとの賛辞は来会者一同口にして絶へせぬ処なりしと

(「幌別郡の徴兵勇送会」『北海道毎日新聞』1896年11月7日付、2面)

[資料1-10]

明年一月より全道一般に徴兵令を施行せらるゝ事となりしに就き、根室支庁管内に於ては管内適齢者を調査したるに、右適齢人員中色丹土人一名と占守報効義会の壮丁二人とあり。色丹土人が国民の義務を負ふは恐らく今回が始めなるべし。極北門千嶋の鎮護を以て自ら許せる報効義会員が兵役の義務を尽さんことは元より其希望する所なるべく、全国皆兵の制度が愈々帝国極北まで実行せらるゝに至らば国家進歩の一徴と云ふべし

(「色丹と占守の徴兵適齢者」『小樽新聞』1897年12月18日付)

[資料1-11]

本道の如き本年初めて全道に徴兵令を施行せられし事なれば無智蒙昧なる旧土人の如きは徴兵の何ものたるを知らず其検査に合格すれば直に入営を命せらるゝらんと誤認し殊に本年の検査に際し浦河支庁管内の旧土人等は徴兵検査を以て馬匹徴発の如く思惟し合格すれば直に徴集せらるゝ者と誤解し検査当日は多数の土人婦女検査場周囲に集合 検査の景況を窺ひ其徴集を免除せらるゝを聞き喜て帰宅するものあり又其内一人の土人壮丁は徴兵を懼れ本年四月溢死を遂げ又一人は検査の前日毒草を食ひ自殺を図りたる者等ありと之等は土人等の無智にして事理を弁解せざるに起因すと雖も大に当局者の注意を要すべき所なれば篤く諭示して将来斯る事なからしめん筈なりといふ

(「徴兵報告に付注意」『北海道毎日新聞』1898年10月23日付、1面)

[資料1-12]

▲兵事 当管内は本年〔1898年〕を以て徴兵令を施行せり然るに壮丁者二百余名の内七分は旧土人にして彼等は天性頑愚愛国尚武の氣象なく……一身有て一国有るも知らず如何に徴兵令の主旨を懇諭するも其感念を注入するに難く……

(「浦河支庁管内事務概況」『北海道毎日新聞』1899年3月8日付)

○海軍における志願兵応募をめぐる報道から

[資料1-13]

……横須賀海兵団舞鶴練習部へ北海道から純粹のアイヌ人三名が海軍志願兵として入団した、……アイヌ人が海軍志願兵として入団したのは之が初めてである

(「アイヌ人の海軍志願」『東京朝日新聞』1925年6月6日付朝刊、2面)

[資料1-14]

横須賀海兵団舞鶴練習部では二十九日午前九時から本年の横須賀鎮守府管内海軍志願兵の修業式を挙行……その中に三名のアイヌ人がをる……海軍側では何分最初のアイヌ人の志願兵のことであるからできるだけ優遇の途を講じ戦艦摂津もしくは河内等に乘せる方針だと教育掛は語ってゐる

(「初めて海軍にアイヌの志願兵」『東京朝日新聞』1925年10月30日付朝刊、2面)

○軍隊の中のアイヌ兵

[資料1-15]

……〔第七師団が日露戦争出征のさい大阪に滞在したとき〕滞在間家人より「アイヌ」の兵隊さんは来て居りませぬかと尋ねられて、私共皆「アイヌ」で御座いますと言って笑はせたこともありました。

中隊の北上某と言ふ兵は「アイヌ」でありました為に態々用事を作って呼び寄せ、宿舎の人にあれが「アイヌ」の兵隊さんだと紹介した事もありました。

大阪滞在は二週間で、其間城東練兵場へ教練に昼食携行で行きました。教練間地方人の見学者多く、小供等は「アイヌ」の兵隊さんも日本の兵隊さんと違はねー等と言って居りました。

(菅大尉「実戦談」『歩兵第二十五連隊史』、同連隊、1936年、137頁)

[資料1-16]

……カネト〔川村カ子ト(1893～1977)〕も、他の青年と同じように、大正三年一月、旭川第七師団歩兵第二十八連隊に、陸軍二等兵として入隊した。この軍隊は、

明治のころ、アイヌの人たちが住んでいたところにやって来て、アイヌの人たちを追いはい駐屯したのだ。モノクテ〔川村モノクテ 川村カ子トの祖父〕たちにとっては軍隊はじぶんたちの土地を武力でうばったものたちだった。〔以上のことは、第七師団の旭川移転に伴ない、そのとき旭川市街地近傍に暮らしていたアイヌの人々の居住地が奪われる問題が生じた経緯を指すと思われる〕しかし、カネトは、(軍隊はいいところだ。アイヌだといって差別はしない。)

いちずにそう信じきっていた。

軍隊は、カネトにとって理想の世界のように思われた。ところが、入隊してしばらくたってからのことだった。とつぜん、中隊の上官から命令された。

「川村二等兵は、軍装の上、師団司令部に行け。」

「師団司令部だって？ なにごとだろう。」

川村二等兵は、キツネにでもつままれたように、一瞬、目を白黒させた。師団司令部などというようなところは、二等兵には、まったく縁のない雲の上の存在だったからである。

司令部によばれるときは、なにか重大な失敗があったときぐらいのもので、その時は、軍隊の裁判にかけられる。

——なにも悪いことをしたおぼえがないのにと、川村二等兵は不安にかられた。

とにかく、命令された通りに、背のうを背負い、銃をかついで司令部に行った。

司令部には、勲章を胸につけた閣下⁽⁴⁾がいて、カネトがしゃちこぼって入っていくと、
「廊下を、歩調をとって歩け。」

と、命じた。

川村二等兵は、軍隊で教えられたとおりに、銃を肩にかつぎ、

一、二 一、二

と、ひざを高く上げて、手を大きくふって、歩調をとって歩いた。

カネトのまわりで、将校たちが、
「ほう、これが、アイヌというものか。」

と、じろじろと眺めた。

……

川村カネト二等兵は、閣下や将校たちの無遠慮な視線をあげながら、いつまでも、廊下を歩調をとって歩き続けなければならなかった。

カネトは、じぶんを見せものにするために、わざわざ呼びつけた閣下たちに怒りをぶつけることもできなかつ

た。ただ、心のなかでこう叫んでいた。

(アイヌもまた、れっきとした人間なのだ。)

ふつうの日本人と同じように、軍隊に入隊できて、カネトはうれしかった。これで、一人まえの日本人として扱われたと、祖父や父たちが祝いの酒まで用意してくれた上での入隊であった。

それだけに、軍隊から受けたぶじょくは、川村カネトにとって、一生忘れられない深い傷あととして残った。

(沢田猛『カネト 炎のアイヌ魂』ひくまの出版、1983年、63～66頁)

[資料1-17]

[1911年]八月二十八日

……午前十時四十分麦酒工場御発駕、月寒歩兵第二十五連隊ニ成ラセラル……午前十一時御着……連隊本部前ノ御野立所ニ成ラセラル將校ノ撃剣試合異種白兵試合、下士以下ノ銃剣術基本演習及試合ヲ台覧アラセラル。旧土人五名其ノ中ニ在リ。 殿下連隊長ヲシテ御前ニ於テ軍人ノ精神外数条ヲ試問センメ給フ

(『奉迎記事』北海道庁、1912年、50～51頁。1911年皇太子北海道行啓の記録である)

○日露戦争における北風磯吉の「武勲」と、これに関する報道・記事など

[資料1-18]

北海の師団には、他の師団に在って見やうとして見られない者がある。外ならず、アイヌ種族から徴兵した兵卒。

自分の部下に、其名を北風磯吉と称する一等卒があつた。……中隊で北風とさへ言へば、知らぬ者なき愛嬌者でもある、又た剛胆不敵のモデルであつて、丈は高く、骨格は逞しく、満面の鬚は、耳も鼻も覆ふて了ふほどであつて、それで善く平常は極くやさしく、おとなしい。(萩野歩兵中尉「アイヌ一等卒」『日露戦争実記』75、博文館、1905年6月、69頁)

[資料1-19]

北風磯吉！ 名からして如何にも北海の壮漢らしいではないか。……

入営当時目に一丁字なかりし彼が、如何にして上等兵にまで進級し、大和民族と誠忠を競うて、赫々たる偉勲を奏し、此の恩賞〔勲八等功七級：筆者注〕に与るに至つたのであるか。

彼は石狩国上川郡名寄村のものである。明治三十三年、徴されて札幌なる歩兵第廿五連隊に入営したのであ

(4) 師団長を指すと思われる。川村カ子トの入営から間もない1914年5月に師団長が交替しており、新たな師団長が着任したことが、この人を「見せもの」扱いした件の背景にあるかもしれない。

るが、当時は素より目に一丁字を解せなかった。……彼が当時の苦心は実に吾々の想像も及ばぬものがあつたに違ひない。

然し、彼は決して此位の事に屈するものではない。術科に、学科に、有する限りの精力を尽くして熱心に勉強したのみならず、尚ほ多忙なる勤務や演習の余暇を以て、読書、習字等をも始めたのである。それは、学問の素養がなくては、到底衆と肩を並べて行くことが出来ないと云ふ事を悟ったからだ。……一年の終には術科に於ては中隊中の有数の兵となり、其の学業も追々進歩し、……かくて、首尾よく三年の現役を終へ、明治三十六年の暮一等卒にて一旦郷里に帰ったが、三十七年日露の戦起るに及び、……再び元の歩兵二十五連隊に入り、同年十一月愈々征途に上ることゝなった。……

彼は二〇三高地の強襲に奮戦して先づ戦友を驚した。次で中村少将の指揮の許に決死隊を募った時、彼は卒先して之に応じたのである。……

奉天附近の会戦に第七師団が敵の側背に迫り非常の苦戦をなしたのは今猶人の記憶に新なる所である。一日戦酣なるの時、彼の大隊長は緊要の報告を連隊長渡辺大佐に致さんとし、再三、伝令を出したけれども、皆な中途に斃れて一人も達するものがない。……此の時、大隊長の前に躍り出たもので（ママ）ある。見ると豈料らんや北風一等卒だ。……彼は徐に口を開いた。『大隊長殿、私を遣って下さい。死んでも任務丈は必ず果たしましょう。』

……

（陸軍中尉左剣生「功七級のアイヌ人北風磯吉」、『中学世界』1907年1月号、のち『明治戦争文学集』〔明治文学全集97〕、築摩書房、1969年、331～332頁。ここでの引用は後者によった。

[資料1-20]

日露戦争中、第七師団将兵の中で異彩を放ったのは、北風磯吉予備役上等兵であった。

……第七師団部隊の前に来た時に、乃木大将はふと足をとどめた。

あまりにも見事な、虎ひげを鍾馗のごとくのばした兵がいたからである。

「お前は？」

「歩兵第二五連隊第五中隊、陸軍歩兵一等卒北風磯吉であります。」

「生地はどこか。」

「はい。北海道天塩国上川郡名寄村であります。」

「よろしい」

乃木大将は静かにうなずいていた。

昼食時、将軍は第七師団の稲垣中佐を招いて、アイヌ

兵について種々問いかけた。

稲垣中佐は、アイヌ族出身兵の剛健で勇敢なこと、真面目な勤務について詳細に説明した。

特に北風磯吉が、入隊後、睡眠時間を割いて勉強をつけ、二年兵になるまでに読み書きを修得したこと。教練演習一特に射撃、銃剣術、器械体操などは抜群であることを聴き、将軍はひとり満足気にうなずいていた。

（示村貞夫『旭川第七師団』復刻改訂版、総北海、1984年、80～81頁。初版は私家版、1972年。本稿は復刻改訂版によった。）

○アイヌ兵の「忠勇」「忠義」を報じる記事

[資料1-21]

……殊に感ずべきは自己無教育なるに依り、現役兵として入隊するを得ざるを憾みとせしが、時機到来して補充兵として入隊する際には、雀躍して家門を出発せしと云ふ、今不幸にして病死せしと雖も、光榮ある大戦に参加し、公務の爲めに斃れたるは、是れ国家に報ずるの初志を達したるものにして、旧土人中出色の人物と謂ふべし。（日露戦争で死亡した兵に関する「伝記」。『北海表忠録』、北海道教育会、1907年、814～815頁）

[資料1-22]

のち支那事変、大東亜戦争時に当り、多数のアイヌ族の壮丁が第七師団及び北海道編成兵団に属し出征しているが、彼等はいちように剛胆であり、よく困苦欠乏に堪えて勇戦している。

筆者自身も北支派遣軍に従軍中、これらアイヌ兵の勇猛ぶりに舌をまいた経験をもつ。そして彼等は北風磯吉翁につづくことを、家郷出発時、父兄から厳に云いつけられていると聞き、……

（前掲示村『旭川第七師団』、82頁）

○「叙勲」の影響を報じる記事

[資料1-23]

明治四十年三月二日午後二時虻田村土人ノ中カラ出タ軍人……ノ二氏今度勲章ヲ給ハッタニツイテソレヲ見セルタメノ集リヲ開キマスカラ諸君モ都合ガヨカッタラ御出テ下サヘ

虻田第二小学校同窓会〔印〕

（『自明治三十八年至大正八年 文書綴 虻田第二尋常小学校同窓会』、ここでは『虻田第二尋常小学校同窓会資料 1』帯広叢書編集委員会、2005年、154頁掲載の原資料写真によった。同窓会会員と思われる五名に充てた案内状である。）

[資料1-24]

今回予は釧路の国に於ける白糠村のアイヌ土人学校を視察せるに端なくも一美談を発見せり。同部落に土人にして舟田九助と云ふものあり、数年前旭川兵営に入営し日露戦役に従ひ勲功に依り勲八等に叙せられ年金を賜はりたり……此の一事は同部落民をして大に感動せしむる所となりたるが、役場の雇杯を拝命し同部落中有力者の一人にして能く事理を解せる貫塩記と呼ぶ土人あり歎喜措く所を知らず、村民に語るに、舟田の勲章を拝受したるは独り同人の名誉なるのみならず、実に部落民の榮譽とする所なり、恁る勲章はシャモ（日本人）と雖も容易に得難し、……之れ実に彼が学校に入りて学びたる、教育の結果に依るものにして、吾々土人と雖も若し精励倦まず聖代教育の恩化に接せば決してシャモに劣る所なし……部落又能く此説に服す……

（植山栄次「アイヌ土人教育の状態及前途」『帝国教育』354号、1912年1月、86頁）

[資料1-25]

△入営は無上の榮譽

唯茲に賞むべきは徴兵を喜び入営を以て無上の榮譽として其検査に合格せん事を神願して居る白糠村のアイヌ……先年入営日露戦役に参加し勲八等に叙せられし事あり国家に功勞あれば土人と雖も一視同仁和人同様の恩賞を賜はる者と始めて自覚、爾來軍人を尊ひ兵役に就くを希望するの風を馴致するに到り、去る廿日第七師団を除隊となりし土人……の帰郷に際し同族挙げて停車場に歓迎したる……

（「白糠アイヌ学校を觀る（下）」『北海タイムス』1913年12月10日付、1面）

○退役兵・在郷軍人をめぐる諸相

[資料1-26]

平落〔平取の誤りか。以下も同様か〕村の旧土人平村清八氏は予備陸軍歩兵一等卒にして日露戦争の際第二十八連隊に属し出軍し勲八等旭日桐葉章一時金百五十圓を下賜せられたるか丁度視察の当日平落小学校に戦争に関する写真通貨賞状写其他八点を寄付せられた奇特の行為感ぜべきことである

（「鈴木視学浦河支部管内学事視察談片」『北海之教育』175号、1907年8月、78頁）

[資料1-27]

北風さんが日露戦争から名寄に凱旋した時、内淵部落の人達総出で名寄駅に出迎えに行った。……私の妹が、4月に小学校に入学した時凱旋記念だといって鉛筆だかノートだったか貰って来た。また同年9月にも学用品を貰って来た。名寄に金鷄勲章を貰った人は2～3人いたが、凱旋記念だといって生徒に学用品を配ったのは北風さんだけだった。

（稲川サキの回想。『古探』〔『道北文化研究』10〕、名寄郷土史研究会、1980年7月。本稿では佐藤幸夫（編）『北風磯吉資料集』（名寄叢書第6巻）、市立名寄図書館、1985年によった。）

○改名の奨励

[資料1-28]

本道旧土人の名に就ては、此頃の紙上に記せし如く実際不便少なからざるより、其向に於ても改名を望み居れども、何分規則の許さざる事なれば公然勧める訳にも行かず其まゝに為し置きたるが、土人等も名の奇異なるを悟りしものゝ如く、千歳郡蘭越村十二番地小山田カバリピセ次男イラカンレキは彦一と、同郡長都村十二番地平民中川カラコンサイは勝太郎と改名の出願を為したれば何れも許可せられたり。札幌支庁管内に於ける旧土人改名の出願は今回が嚆矢なりと云ふ。

（「旧土人の改名許可」『北海道毎日新聞』1900年9月25日付、5面）

[資料1-29]

北海道旧土人は開拓使庁設置以来姓を冠する事の布達ありしより……一通りの姓は皆々有し居れども名に至りては従前のまゝにて……然るに本道居民一般に兵役の義務を負ふ事と為り、旧土人よりも兵役に当選する者あり、札幌支庁管内にても本年の旧土人入営者二名あり……

〔軍隊においてアイヌ名を〕呼ぶは如何にも不体裁且つ不便利の事なれば、之を普通の名に改むるの必用あり。当人に於て改名の意思あらば其筋に於ても許可の詮議を為すに至るべしと云ふ。

（「土人改名の詮議」『北海道毎日新聞』1900年9月14日付1面。同19日付『小樽新聞』も同様の記事を掲載している）

3 資料2 (令規・通知及び公文書)

第二十五様式

[資料2-1]

第七師管徴兵事務規程

(1910年2月21日、北海道庁令第9号)

第二十四条 区長町村長戸長ハ第二十五様式ニ準シ徴兵受検者ノ身上調査書ヲ作り検査開始前日迄ニ連隊区徴兵官ニ差出スヘシ但シ近衛兵ニ適当ト認ムル者及旧土人ハ其ノ氏名ノ右肩ニ近適及旧土人ト朱記スヘシ

第二十六条 支庁長区長ハ検査開始前ニ第二十七様式ニ準シ出、入寄留受検者、現役中ノ者及現役ヲ終リタル者、六年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処セラレタル者、旧土人受検者ノ人名書ヲ作り連隊区徴兵官ニ差出スヘシ

- 注意
- 一 本人及家族ノ個疾ノ欄ニハ主トシテ遺伝病ノ有無ヲ記入スルモノトス
 - 二 妻子ノ有無ノ欄ニハ内縁ノ妻ヲモ記入スルモノトス
 - 三 家計ノ状態ハ甲乙丙ニ區別シ甲ハ富裕ノモノ乙ハ生活中位ノモノ丙ハ生活下位ノモノトス

			性質
			品行
			妻子ノ有無
			本人ニ 関スル世評
			状態
			本人ノ嗜好 及長所短所
			本人及 家族ノ固疾
			家計ノ状態
			家族ノ 賞罰及性行
			一家ノ 主ナル業務
			氏名

(様式1)
第二十五様式
徴兵受検者身上調査書
区役所町(村)役場

第二十七様式ノ五

注意
一 摘要ノ区画ニハ純粹土人混血土人ノ區別ヲ記スヘシ

			摘要
			本籍地
			氏名
			生年月日

(様式2)
第二十七様式ノ五
旧土人受検者人名書

[資料2-2]

第七師管徴兵事務規程改正

(1919年12月26日、北海道庁令第155号)

第九條 区長町村長戸長ハ第五様式ニ依リ徴兵受検者ノ身上調査ヲ作り検査開始前日迄ニ連隊区徴兵官ニ差出スヘシ但シ近衛兵ニ適当ト認ムル者及旧土人ハ其ノ氏名ノ右肩ニ近適又ハ土人ト朱記スヘシ

第五様式

注意
一、本調書ノ調査項目ハ最小限ヲ示セルモノナルヲ以テ特ニ注意ヲ要スル事項(仮令性質品行本人並家族ノ世評特ニ善良ナルモノ及之ニ反スルモノ如キ)ハ摘要欄ニ記入スルモノトス
二、生活ノ状態ハ其ノ区長村内ニ於ケル一般ノ程度ニ応シ甲、乙、丙ノ符号ヲ以テ之ヲ示シ甲ハ納税等級ノ上位三分ノ一、乙ハ同中位三分ノ一、丙ハ同下位三分ノ一ノモノトス
三、妻子ノ有無ノ欄ニハ内縁ノ妻アル者ヲモ記入スルモノトス
四、本調書ハ本籍者ニ就キ調書記入スルモノトス

					生活ノ状態	家族ノ続柄	及員数	家族ノ賞罰	妻子ノ有無	一家ノ主ナル業務	摘要	氏名

(様式3)
第五様式

[資料2 - 3]

明治三十三年六月一日 北海道庁訓三百三十五号

支庁区役所戸長役場宛

旧土人中苗字ノ設定ナキ者有之候様相聞候処右ハ明治八年二月第二十二号布告ニ違反シ不都合ノ次第ニ付篤ト取調ノ上其設ナキ者ニハ此際速ニ設定ノ出願ヲナサシムヘシ

但シ設定ノ許可ヲ受ケタルトキハ戸籍法第百六十四条

ニ準シ届出ヲ要スル儀ニ付其旨注意スヘシ

[資料2 - 4]

明治三十三年六月一日 北海道庁訓三百三十八号

支庁宛

旧土人中土人語ノ名ヲ称フル者ニシテ普通ノ称呼ニ改名願出ツル者ハ聞届苦カラサル義ト心得ヘシ

4 統計表

[表1] アイヌ民族の徴兵検査状況(1896～1918)

年	連隊区	検査人員			徴集人員			検査合格率(%)		徴集率			
		合格	不合格	計	現役	補充	計	アイヌ	和人	全検査人員中の現役	合格者中の現役	全検査人員中の徴集	合格者中の徴集
		a		b	c		d	a/b(%)		c/b(%)	c/a(%)	d/b(%)	d/a(%)
1896		19	12	31	1	4	5	61.29	—	3.23	5.26	16.13	26.32
1897		21	15	36	1	6	7	58.33	—	2.78	4.76	19.44	33.33
1898		15	89	104	0	0	0	14.42	—	0.00	0.00	0.00	0.00
1899		28	86	114	3	2	5	24.56	—	2.63	10.71	4.39	17.86
1900		29	96	125	4	10	14	23.20	—	3.20	13.79	11.20	48.28
1901		53	110	163	4	23	27	32.52	—	2.45	7.55	16.56	50.94
1902		40	96	136	8	20	28	29.41	—	5.88	20.00	20.59	70.00
1903		45	69	114	15	19	34	39.47	—	13.16	33.33	29.82	75.56
1904		74	50	124	16	50	66	59.68	67.81	12.90	21.62	53.23	89.19
1905		84	58	142	19	40	59	59.15	76.21	13.38	22.62	41.55	70.24
1906		78	48	126	13	37	50	61.90	—	10.32	16.67	39.68	64.10
1907		112	28	140	20	41	61	80.00	—	14.29	17.86	43.57	54.46
1908		90	48	138	6	43	49	65.22	—	4.35	6.67	35.51	54.44
1909		88	49	137	9	37	46	64.23	—	6.57	10.23	33.58	52.27
1910		110	71	181	17	50	67	60.77	74	9.39	15.45	37.02	60.91
1911	札幌	78	14	92	9	37	46	84.78	67.42	9.78	11.54	50.00	58.97
	函館	1	3	4	0	1	1	25.00	71	0.00	0.00	25.00	100.00
	旭川	6	3	9	0	1	1	66.67	73.01	0.00	0.00	11.11	16.67
	釧路	24	11	35	6	14	20	68.57	72.27	17.14	25.00	57.14	83.33
	計	109	31	140	15	53	68	77.86	—	10.71	13.76	48.57	62.39
1912	札幌	105	5	110	7	26	33	95.45	60.5	6.36	6.67	30.00	31.43
	函館	6	2	8	3	2	5	75.00	70	37.50	50.00	62.50	83.33
	旭川	7	7	14	4	1	5	50.00	71.05	28.57	57.14	35.71	71.43
	釧路	19	10	29	7	8	15	65.52	71.1	24.14	36.84	51.72	78.95
	計	137	24	161	21	37	58	85.09	—	13.04	15.33	36.02	42.34
1913	札幌	92	49	141	10	58	68	65.25	64.4	7.09	10.87	48.23	73.91
	函館	7	5	12	1	3	4	58.33	72	8.33	14.29	33.33	57.14
	旭川	12	1	13	3	2	5	92.31	79	23.08	25.00	38.46	41.67
	釧路	34	6	40	5	16	21	85.00	81.71	12.50	14.71	52.50	61.76
	計	145	61	206	19	79	98	70.39	—	9.22	13.10	47.57	67.59
1914	札幌	95	37	132	17	46	63	71.97	68.31	12.88	17.89	47.73	66.32
	函館	6	0	6	3	3	6	100.00	70	50.00	50.00	100.00	100.00
	旭川	9	2	11	3	3	6	81.82	74.7	27.27	33.33	54.55	66.67
	釧路	24	7	31	7	11	18	77.42	81.75	22.58	29.17	58.06	75.00
	計	134	46	180	30	63	93	74.44	—	16.67	22.39	51.67	69.40
1915	札幌	84	43	127	20	23	43	66.14	74.67	15.75	23.81	33.86	51.19
	函館	6	5	11	0	4	4	54.55	73	0.00	0.00	36.36	66.67
	旭川	6	3	9	0	4	4	66.67	79.51	0.00	0.00	44.44	66.67
	釧路	35	11	46	5	15	20	76.09	79.27	10.87	14.29	43.48	57.14
	計	131	62	193	25	46	71	67.88	—	12.95	19.08	36.79	54.20

年	連隊区	検査人員			徴集人員			検査合格率 (%)		徴集率			
		合格	不合格	計	現役	補充	計	アイヌ	和人	全検査人員中の現役	合格者中の現役	全検査人員中の徴集	合格者中の徴集
		a		b	c		d	a/b(%)		c/b(%)	c/a(%)	d/b(%)	d/a(%)
1916	札幌	72	51	123	22	25	47	58.54	67.33	17.89	30.56	38.21	65.28
	函館	5	2	7	3	2	5	71.43	66	42.86	60.00	71.43	100.00
	旭川	9	4	13	5	3	8	69.23	80.83	38.46	55.56	61.54	88.89
	釧路	26	14	40	6	11	17	65.00	73.3	15.00	23.08	42.50	65.38
	計	112	71	183	36	41	77	61.20	—	19.67	32.14	42.08	68.75
1917	札幌	66	40	106	26	40	66	62.26	63.31	24.53	39.39	62.26	100.00
	函館	8	2	10	2	6	8	80.00	64	20.00	25.00	80.00	100.00
	旭川	13	6	19	5	4	9	68.42	75.83	26.32	38.46	47.37	69.23
	釧路	31	13	44	7	17	24	70.45	72.94	15.91	22.58	54.55	77.42
	計	118	61	179	40	67	107	65.92	—	22.35	33.90	59.78	90.68
1918	札幌	60	52	112	16	36	52	53.57	61.63	14.29	26.67	46.43	86.67
	函館	4	1	5	0	4	4	80.00	63	0.00	0.00	80.00	100.00
	旭川	11	8	19	5	5	10	57.89	76.43	26.32	45.45	52.63	90.91
	釧路	36	4	40	6	25	31	90.00	77.86	15.00	16.67	77.50	86.11
	計	111	65	176	27	70	97	63.07	—	15.34	24.32	55.11	87.39
		1883	1346	3229	349	838	1187	58.32	—				

出典

・北海道庁『北海道旧土人』(1911年)及び『同』(1922年)をもとに、河野常吉編『アイヌ研究材料 乙 歴史及法規』(北海道立図書館北方資料室所蔵河野常吉資料 600、請求番号H 094-ko-496)により作成した。

凡例及び注記

- ・1911年以降は連隊区毎の統計が得られたのでそれを示している。各連隊区の範囲は、現行振興局名に置き換えると、札幌連隊区が石狩、空知、胆振、日高、函館連隊区が渡島、檜山、後志、釧路連隊区が十勝、釧路、根室、オホーツク、旭川連隊区が、上川、宗谷、留萌におおよそ該当する(一部の町村が振興局を移動しているので、あくまでおおよその範囲であることに留意されたい)。
- ・出典資料には「検査人員」「徴集人員」及び「検査合格率」について記載があるが、「検査合格率」のうち、アイヌについては出典資料の人員数により筆者が計算した。この結果、出典資料の数値とは若干の相違がある。和人については出典資料に「検査人員」「徴集人員」の記載がないため、ここでは出典資料の記載に従った(和人の「検査合格率」の数値に小数点以下の桁数表記のバラツキが見られるのはこのためである)。「徴集率」は全て筆者が計算した。
- ・和人の「検査合格率」の数値のうち1904、05、10の各年については、出典資料は「普通徴兵検査合格率」としているの、アイヌを含む第7師管(北海道内)全体の数値であり、それ以外のものは「和人」としているの、和人のみの数値であろうと推測する。
- ・和人の「検査合格率」について、1909年までの、当該欄が「-」印になっている年度は、該当する数値が得られなかったものである。1911年以降の「計」(各連隊区の通計)については、各連隊区の検査人員が得られなかったため、通計ができなかったことにより「-」印としているものである。

[表2] 釧路連隊区司令部管内における兵役在籍者 (1907年)

兵種	現役	帰休		予備	補充			後備 一等卒	計
		一等卒	二等卒		一等卒	二等卒	(うち 未教育)		
歩兵	2	2	—	—	3	18	17	—	25
騎兵	—	—	—	—	—	—	—	1	1
砲兵	1	—	—	—	1	5	4	—	7
砲兵助卒	4	—	—	—	—	—	—	—	4
砲兵輸卒	—	—	—	2	—	5	5	—	7
輜重輸卒	1	—	—	1	—	18	15	—	20
計	8	2	0	3	4	46	41	1	64

出典及び注

- ・出典は「土人の兵役調」『釧路新聞』1907年6月4日付け2面。
- ・連隊区は軍の行政単位。所管する地域の徴兵・招集・在郷軍人会に関する事務を行う。このときの釧路連隊区の管轄範囲は根室国、根室国、釧路国、十勝国（現在の千島列島及び根室、釧路、十勝振興局管内に該当）。
- ・「現役」の階級については出典資料中に記載がない（下記参照）。また「予備」のうち砲兵輸卒は二名と二等卒であるが輜重輸卒については出典資料中に記載がない。
- ・上記記事は文章で書かれており、上記はそれを表形式にしたもの。記事本文は次のとおり：「釧路連隊区司令部管内本年度の旧土人兵役在籍者調べを聞くに、歩兵現役二、帰休一等卒二、補充一等卒三、同二等卒一八（内未教育者一七）計二五▲騎兵後備一等卒一計一▲砲兵現役一、補充一等卒一、二等卒五（内未教育者四）計七▲砲兵助卒現役四、計四▲砲兵輸卒予備二等卒二、補充二等卒五（内未教育者五）計七、輜重輸卒現役一、予備一、補充二等卒一八（内未教育者一五）計二〇、総計六四なり。而して現役の区画に在るものは何れも目下在隊中のものにして階級を掲ぐを得ず。」

[表3] 河西支庁管内（現十勝振興局管内）における兵籍にあるアイヌの内訳

兵種	人数
歩兵	6
輜重輸卒	13
騎兵	1
計	20

出典

「旧土人ニ関スル件」『明治四十四年 行啓事務甲』北海道庁河西支庁、1911年。北海道立文書館所蔵（A7-2169）

[表4] 平取地方における軍籍者の兵種別人数 (1915年頃)

兵種	一等卒	二等卒	未教育者	其他	計
歩兵	1	5	2	—	8
砲兵	1	1	3	—	5
輜重兵	1	—	—	—	1
輜重輸卒	—	—	1	1	2
砲兵工卒	—	—	1	1	2
計	3	6	7	2	18

表中日露戦役出征者三名あり。内功勞により勲八等白色桐葉章を賜りたるもの歩兵一、砲輸卒一、計二名あり。

出典及び注

- ・出典は「日高国平取地方に於ける旧土人」『殖民公報』第93号、1916年11月。
- ・本文の他の統計は「平取」及び「荷葉」「紫雲古津」「荷葉摘」「二風谷」「荷負」「貫気別」「長知内」「幌去」の、いわゆる平取外8ヶ村（現在の沙流郡平取町）であり、いずれも「大正4年」が最新であることから、本表も同じ地域・時期の統計と推定される。

[表5] 北海道内における在郷軍人（支庁・市ごと）（1925年）

市支庁名 兵種別	石狩	渡島	檜山	後志	空知	胆振	浦河	河西	釧路国	網走	上川	留萌	根室	宗谷	旭川市	室蘭市	釧(路)市	合計	
歩兵	12	2	1	6	4	41	73	26	18	5	4	—	11	2	11	7	4	227	
砲兵	—	—	2	—	—	—	3	1	1	—	—	—	3	—	—	—	2	12	
騎兵	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	
重砲兵	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
工兵	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	4	
輜重兵	—	—	—	—	—	7	2	—	1	—	—	—	4	—	—	—	2	16	
輜重輸卒	—	4	—	2	1	7	18	4	11	1	—	—	—	—	8	1	—	57	
獣医	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
補充兵	19	10	3	7	—	46	—	—	—	2	—	—	2	2	—	—	16	107	
合計	31	16	6	15	5	101	99	1	31	31	8	4	1	22	4	20	8	24	427

出典

『北海道旧土人概況』北海道庁、1926年。

アイヌ民族の「教育程度其他参考の為大正十四年度年末調査」として、「中等程度以上教育を受けた者の調査」「有位帯勲者に関する調査」「官公吏其他公職に於ける者の調査」とともに掲載されている。

凡例

・浦河支庁の右側は「将校」の人数。出典資料ではこの人数のみゴシック体で記載され「ゴシックは将校下士無し」と注記がある。

注

・北海道内には上記支庁・市のほか函館市と札幌市があるが、出典資料には記載がない。統計上記録されなかったためと思われる。

Documentary Sources on “The Ainu People and Conscription, Military Service, the Military, and War in Modern Japan” (1)

OGAWA Masahito

This paper introduces documentary sources concerning the relationships between the indigenous Ainu people, Japan's military, and wars in Modern Japan (the era when Japan existed as the Empire of Japan).

The presentation of these documentary sources is planned to proceed in three installments, including the present paper. This first installment introduces source materials relating to several

topics: media reports and personal accounts concerning the application of Japan's conscription system to the Ainu people; records and statistics concerning examinations for conscription; materials documenting the actual conditions of the treatment of Ainu soldiers within the military; and press coverage concerning instances in which Ainu soldiers were credited with “distinguished military service” in Japan's wars.

